事例No.	71
公表年度	H28
団体の属性	指定都市
団体名	神奈川県川崎市

事例区分	第三セクター

タグ	・会社法法人 ・公共施設活用 ・組織改革

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（解散）

事例内容・タイトル

指定管理者制度導入による解散（民間活用・委託）

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	指定管理者制度導入による解散
団体名	川崎市
法人名	(株)川崎球場

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	1,477,223
標準財政規模(百万円)	309,070
財政力指数	1.00

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

川崎市	116(46.3%)
神奈川県	68(27.0%)
その他	66(26.7%)
役職員数(人)	14

[経営状況]

(単位:百万円)

経常収益	108
経常損益	32
当期純損益	11

資産	255
負債	7
純資産	249

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

川崎市富士見公園内の川崎球場における野球試合及び各種運動施設競技の興業並びに仲介、球場施設の管理運営、駐車場の経営及び管理等を行うことを目的とする。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

平成 4 年までプロ野球のフランチャイズ球場として活用された川崎球場であるが、新たなプロ野球球団の誘致が見込めない中で、同球場をアメリカンフットボール等の他の競技での利用を視野に、長方形競技場へ転換することとし、それにあわせて民間活用を図るため、同球場の管理運営を行ってきた(株)川崎球場を解散することとし、同球場が立地する富士見公園と一体的に指定管理者制度を導入し効率的・効果的な管理運営体制を構築した。

2. 取組みの背景、理由、着手のきっかけ

平成 4 年までプロ野球のフランチャイズ球場として活用された川崎球場であるが、球場が手狭であること等の要因により、新たなプロ野球球団の誘致が見込めない中で、同球場をアメリカンフットボール等の他の競技での利用を視野に、長方形競技場へ転換することとした。

＜長方形競技場＞



3. 取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

・平成 20 年 3 月:富士見周辺地区整備基本計画(川崎球場の位置づけ)
「アメリカンフットボールやフットサル等のスポーツが開催可能な、観覧席のある長方形競技場として整備します。」

・平成 20 年 3 月:川崎市新行財政改革プラン((株)川崎球場の位置づけ)
「富士見周辺地区整備基本計画及びこれと連携した富士見公園整備に関する整備基本計画によって、事業基盤に大きな影響が生じることから、同計画の進捗にあわせ法人の整理を進めます。」

・平成 23 年 1 月:川崎市主要出資法人等総合調整委員会において、次の方向性を確認
①川崎球場(長方形競技場)のスタンド整備にあわせて、指定管理者制度を導入する。
②工事期間中の維持管理は(株)川崎球場が行う。
③指定管理者制度導入にあわせて、(株)川崎球場を解散する。

・平成 23 年 3 月:川崎市新たな行財政改革プラン((株)川崎球場の位置づけ)
「長方形競技場の管理運営については、新スタンド竣工後、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めるとともに、富士見周辺地区の再整備の内容により、法人の事業基盤に大きな影響が生じることから、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。」

3．取組の具体的内容（つづき）

(2)取組の具体的な進め方

・取締役会における「富士見周辺地区基本計画」の説明等による（株）川崎球場との解散に向けた合意形成

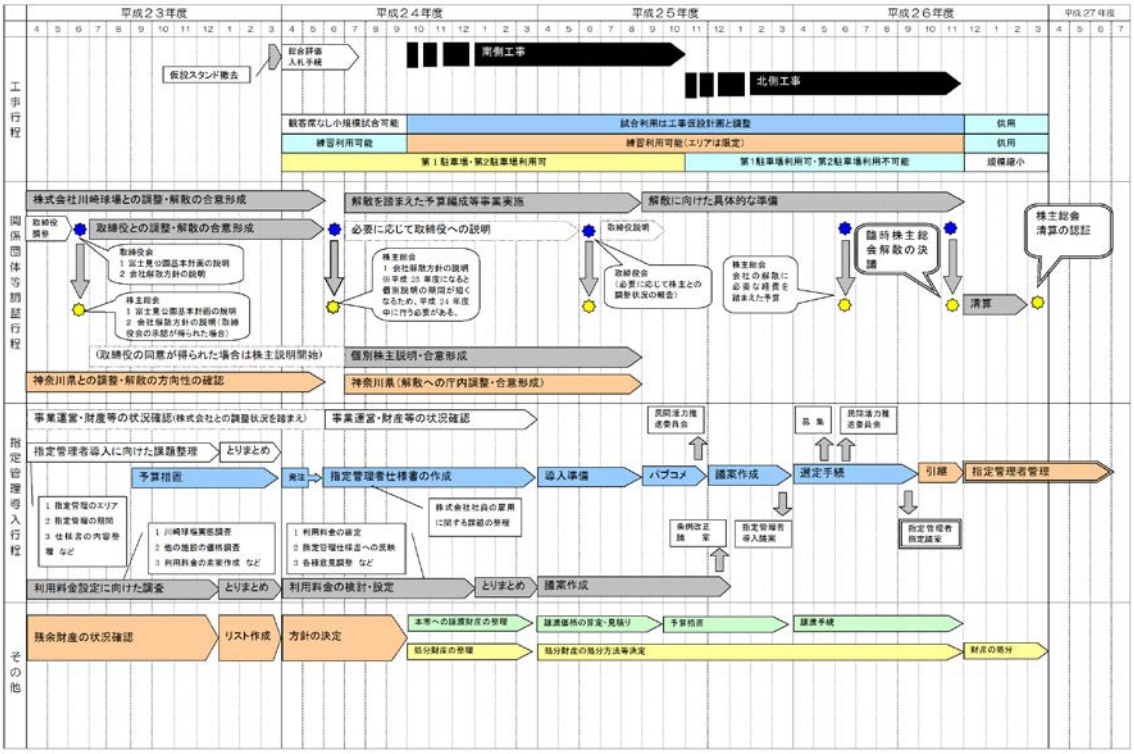
・神奈川県との調整・解散の方向性の確認

・個別株主への説明・解散に向けた合意形成

・公園との一体管理や工事進捗状況を見据えた指定管理者制度導入スキームの構築

・指定管理者制度への移行とあわせたネーミングライツ導入スキームの構築

＜法人整理に係る事務スケジュール＞



4．取組の効果

・（株）川崎球場の解散により、球場と公園への一体的な指定管理者制度の導入が行われ、球場は都市公園法上の管理許可による（株）川崎球場の管理、公園は市が直営管理を行っていた頃と比較し、民間事業者による公園全体の総合的な管理や新たな利活用の取組により利便性や魅力が向上したとともに、利用料金制の導入により球場・駐車場使用料等が公園の維持管理に還元されることとなり、公園全体の管理運営のコストが低減した（導入前は、許可使用料と維持管理経費の収支はほぼ相殺されていたが、導入後は施設改修に伴う料金の値上げもあったことから指定管理者による市への納付金が 1,300 万となり、大幅に改善された）。

・球場へネーミングライツを導入に成功し、管理運営コストが低減した。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

出資法人の設立目的が既に達成されている場合や、事業内容が他の民間事業者と類似している場合等については、本事例と同様に改革を進めていく。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

株式会社が解散する場合、法人解散後においても清算手続きに一定の期間を要するため、当該期間を含めた経費を見込んでおく必要があるが、出資法人である（株）川崎球場には累積欠損金があったことから、最終的な収支差額が赤字の状態で清算結了する可能性があった。この場合、残余財産の分配に当たり、株の分配額を切り崩して株主に分配することになってしまうが、法人解散までの間に、法人の営業努力等によって収支改善に対応したことで、全ての株主に対して出資金満額の返還を行うことができた。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	川崎市行政改革マネジメント推進室	連絡先	044-200-2060